



「被害者参加制度」と 「被害者参加人のための国選弁護制度」

「被害者参加制度」とは、一定の犯罪の被害者やご遺族等が、裁判所の決定により、刑事裁判に直接参加できる制度です。

参加の申出ができるのは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ、強姦等の罪、③過失運転致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等の犯罪の被害者ご本人や法定代理人（未成年者の両親等）、被害者ご本人が亡くなった場合や心身に重大な故障がある場合の被害者の配偶者、直系親族、兄弟姉妹です。

参加の申出は起訴後であればいつでも検察官に行えます。申出を受けた検察官は、被害者等が刑事裁判に参加することに対する意見を付して裁判所に通知します。裁判所が刑事裁判への参加を許可した被害者等は「被害者参加人」と呼ばれます。

被害者参加人は、①公判期日に出席すること、②検察官の権限行使に関し、意見を述べ、説明を受けること、③証人に尋問すること（情状に限られます。）、④被告人に質問すること、⑤事実関係や法律の適用について意見を陳述すること、ができます。これらの行為を弁護士に委託することもできます。

経済的に余裕がない場合には、弁護士費用を国が負担する「被害者参加人のための国選弁護制度」があります。

被害者参加人の資力（現金、預金等流動資産

の合計額）から、当該犯罪行為を原因として、選定請求の日から6か月以内に支出することとなると認められる費用の額（治療費等）を差し引いた額が200万円未満の場合に、国選被害者参加弁護士の選定を請求できます。

選定請求は最寄の法テラスで受け付けます。法テラスでは、被害者参加人のご意見をお聴きした上で、被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知します。制度施行（平成20年12月）から平成26年3月までの選定請求件数は計1,431件、罪名別では強姦・強制わいせつが最も多く、全体の約4割を占めています。

その他、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国が旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給制度」もあります。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人にご利用いただけます。法テラスでは、旅費等の算定及び送金事務を行っています。請求書用紙、記載例及び支給手続に関するお知らせは、裁判所から被害者参加許可決定と一緒に送付されますが、法テラスのホームページからもダウンロードできます。

これらの制度については、法テラスのホームページ<http://www.houterasu.or.jp/>でもご案内していますので、ご参照ください。

日本司法支援センター本部

第二事業部犯罪被害者支援課

課長 坂本 浩子